公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
	令和3年3 月1日	請求先は、大阪市教育委員会教育長です。 (中略) 「大阪市労使関係に関する条例」には、 (交渉内容の公表等)第6条3項 本市の当局は、交渉を行った ときは、速やかに議事録を作成し、当該交渉に係る労働組合等に 当該議事録の内容の確認を求めた上、これを1年間公表する。 (懲戒処分等)第7条 任命権者は、この条例が適正に運用され るように努め、この条例に違反する行為があった場合は、公正か つ厳格に懲戒処分その他の必要な措置をとるものとする。 と記載されています。この条例に関して以下の情報の公開を請求 いたします。 ②任命権者(教育長)が、この条例の第6条に則り①の報道発表 された交渉についての「議事録の作成と公表」が適正に運用され ているかを確認した事実を示す情報(メモ・会議録・メール他)	不存在	—————————————————————————————————————	教育委員会事務局	教職員給 与・厚生担 当
令和3年2 月19日	月5日	請求先は、大阪市教育委員会教育長です。 (中略) 「大阪市労使関係に関する条例」には、 (交渉内容の公表等)第6条3項 本市の当局は、交渉を行ったときは、速やかに議事録を作成し、当該交渉に係る労働組合等に当該議事録の内容の確認を求めた上、これを1年間公表する。 (懲戒処分等)第7条 任命権者は、この条例が適正に運用されるように努め、この条例に違反する行為があった場合は、公の厳格に懲戒処分その他の必要な措置をとるものとする。と記載されています。この条例に関して以下の2点の情報の公開を請求いたします。 (2016年に大阪市立支援学校12校が「二重行政」として廃止され、大阪府に移管されることが起こりました。支援学校の教職員の勤務労働条件に関わる関係各組合と大阪市が行った交渉の「該事録が当然作成されていならないはずです。条例の「該事録が当然作成されたで表記録」と交渉後の議事録および議事録が報道発表されたことをしめす記録。 ②任命権者(教育長)が、この条例の第6条に則り①の報道発表された交渉についての「議事録の作成と公表」が適正に運用されているかを確認された事実を示す情報(メモ・会議録・メール他)。	不存在		教育安貝芸	教職員給 厚生担 当
令和3年2 月25日	令和3年3 月11日	文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題 に関する調査 (平成22年度〜令和元年度分) ・児童生徒の自殺の状況 ・自殺した児童生徒の学年別、男女別内訳	非公開	5	教育委員会 事務局	教育活動支 援担当(生 活指導グ ループ)